

第6回地域産業活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和4年10月6日（木）13:00～14:10
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
 - （委員）岩下直行座長、本城慎之介座長代理、御手洗瑞子
 - （デジタル臨時行政調査会）金丸恭文構成員
 - （専門委員）青山浩子、小針美和、林いづみ
 - （政府）井上内閣府審議官
 - （事務局）林規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）農林水産省：渡邊畜産局長
 - 農林水産省：関村畜産局企画課長
 - 農林水産省：小林大臣官房政策課長
 - 国土交通省：石坂住宅局審議官
 - 国土交通省：今村住宅局参事官（建築企画担当）
 - 総務省：鈴木消防庁審議官
 - 総務省：白石消防庁予防課長
 - 株式会社ノベルズ：吉田取締役
 - 株式会社ファーム・スタジオ：中江取締役
 - 全国肉牛事業協同組合：酒井専務理事

4. 議題：

（開会）

1. 畜舎に関する規制の見直しについて（フォローアップ）
2. 規制改革ホットラインの処理方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○事務局 それでは、定刻になりましたので、規制改革推進会議、第6回「地域産業活性化ワーキング・グループ」を開催させていただきます。本日はウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにしてくださいようお願いいたします。御発言の際には、ミュートを解除して御発言をいただき、御発言後は再度ミュートにしてくださいよう御協力をお願いいたします。

本日は、デジタル臨時行政調査会より金丸構成員にも御出席いただいております。

以後の議事進行につきましては、岩下座長をお願いいたします。

○岩下座長 かしこまりました。それでは、本日の議題に入ります。

議題1は「畜舎に関する規制の見直しについて」です。

本日は、畜舎特例法に基づく新制度の見直しについて農林水産省さんから、建築基準法の規定について国土交通省さんから、消防法に基づく規制の見直しについて総務省さんからヒアリングを行います。また、畜産業の現状実態並びに畜舎特例法に基づく新制度及び消防法に基づく規制の課題についてお話をいただくべく、株式会社ノベルズの取締役、吉田大樹様、株式会社ファーム・スタジオ取締役の中江達也様、全国肉牛事業協同組合専務理事の酒井豊様に御出席をいただいております。

それでは、まず、農林水産省さんより10分程度で御説明をお願いいたします。

○渡邊局長 お疲れさまでございます。農林水産省畜産局長の渡邊でございます。

これより、お手元の資料に基づきまして、要点の御説明をいたします。

まず、1ページ、初めに畜舎特例法の概要についてです。

令和4年4月1日に施行ということですが、この制度は、畜舎建築利用計画の認定制度をつくりまして、建築基準法の特例を定めて畜産業の振興を図るものであります。

対象は、家畜の飼養の用に供する畜舎、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する堆肥舎であります。これらの畜舎などは、市街化区域外・用途地域以外の地域の敷地に建築されたものであって、高さ16メートル以下の平屋で、居室がなく、建築士が設計したものが対象となります。

右側のピンク色の囲みの部分を御覧いただきたいと思っております。

畜舎特例法は、畜舎などを利用する者が遵守すべき畜舎等の利用の方法について定めた利用基準、それと、畜舎等の敷地、構造、建築設備を定めた技術基準を組み合わせることによって、両者が相まって畜舎の安全性を担保するという考え方によっております。

利用基準と技術基準の組合せは省令で規定をしております。畜産農家等の事業者が、A構造畜舎等かB構造畜舎等のどちらかを選択できる仕組みです。なお、A構造畜舎等は建築基準法と同等の技術基準を求めています。これは技術基準の緩和は求めないけれども、技術審査を省きたいなど、手続的なメリットは受けたいという意見があったために措置をしたものでございます。

2ページ、6月7日に閣議決定された規制改革実施計画におきまして、農林水産省は、国交省と連携し、畜舎等を対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討して、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずるとされました。

農林水産省では、農業者との意見交換会等を開催して、保管庫を追加することのほか、畜舎特例法に関する要望等について意見交換を行いました。また、建築、防火、畜産の各分野の専門家の皆様とも意見交換を行い、保管庫を追加するに当たっての技術基準について御意見をいただきました。

これらを踏まえて、農林水産省といたしましては、国交省と協力しながら、保管庫を畜

舎特例法の対象とするとともに、農業者との意見交換会で、畜舎特例法の対象にしてほしいという追加の要望がございました排水処理施設も、畜舎特例法の対象に追加をすることで、規制改革実施計画に明記された以上の前向きな見直しに向けて必要な措置を講ずることといたしました。

3 ページ、現行の畜舎特例法の改正についてです。

まず、畜舎は、家畜の飼養の用に供する施設と、これに関連する施設が対象となります。堆肥舎については、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設でありまして、その施設に附属する門や塀、施設の内部にある施設に該当するものも対象の一部として取り扱うということになっています。

4 ページ、今般、畜舎特例法の対象に保管庫を追加するに当たっての具体的な対応でございませう。

保管庫は、畜産業に特有の施設ではなくて、形態は倉庫になります。畜産業と関係のない物品を保管することももちろんできますので、現在は、保管庫を畜舎特例法の対象としていないというところでございませう。一方で、事業者から、保管庫を畜舎特例法の対象に加えて、畜舎等と一体的に整備できるようにしてほしいという要望がございました。

そこで、畜産経営に必要な物品を保管している保管庫であれば、畜産業の振興という法目的に資するものでありますので、飼料とか敷料などの保管庫、それから、農業用のトラクターなど、畜産経営に必要な自動車の車庫を畜舎特例法の対象とすることとしたいと思ひます。

次に、保管庫の立地面ですけれども、保管庫は、通常は畜舎などと同一の敷地内や隣接する敷地に設置されるものですけれども、畜舎とはまた離れた別の敷地に設置される場合もあります。そこで、畜舎等と同一敷地ではなくても、隣接あるいは近接していれば、畜舎特例法の対象として、建築基準法で建築された畜舎等に隣接する保管庫も対象にすることとしたいと思ひています。

5 ページ、保管庫を畜舎特例法の対象とするためには、畜舎特例法令の規定の整備が必要であります。

まず、保管庫の防火に関する技術基準であります。保管庫は、建築基準法上の倉庫あるいは自動車車庫に該当しておりますので、これらは火災発生時の危険性が高いということで、建築基準法では、防火に係る基準等で厳しい規制がなされているところであります。このため、畜舎特例法においても、省令を改正して、防火に関する技術基準を定めませうけれども、一定の条件を満たすものについては、建築基準法上の倉庫あるいは自動車車庫の防火基準よりも緩和できる措置を検討したいと思ひております。

また、保管庫は、保管物品を容易に変更できますので、他用途への転用が容易であります。このため、保管庫が、畜産経営のために使用されていることを都道府県が確認できるようにするために、畜舎建築利用計画申請時になりますけれども、保管庫で保管される物品の記載を求めて、認定の際に都道府県が確認をするということと、定期的に保管庫の利

用状況を報告していただくということとし、また、必要に応じて是正を求めるなどの措置を講ずるということにもなります。

6 ページ、続きまして、保管庫のほかに、今回、畜舎特例法に追加する施設についてであります。

畜舎特例法では、家畜ふん尿をそのまま処理するような一時的な処理に限定して対象とする運用をしております。液分だけを処理する排水処理施設は対象としない運用となっております。一方、先日開催いたしました農業者との意見交換会におきましては、家畜ふん尿の排水処理施設についても畜舎特例法の対象としてほしいという要望がございました。養豚とか酪農、これは高水分の家畜ふん尿が出てまいりますので、そういった高水分の家畜ふん尿を処理するための排水処理施設は、畜産経営に必要な施設であります。このため、排水処理施設についても、畜舎特例法の対象とすることとしたいと思っております。

次に、7 ページ、そのほか、今回併せて行う運用改善でございます。

現行法では、畜舎等の利用基準として「2以上の避難口が特定されていること」といたしまして、有事のために容易に避難できることを求めているものであります。

一方、堆肥舎あるいは保管庫ともに、この写真にあるような一面が開放された構造のものも多くございまして、こういった構造の場合はすぐに避難可能なので、2以上の避難口が特定されている要件は不要ではないかという意見がございました。

そこで、堆肥舎あるいは保管庫のうち、避難上有効に直接外気に開放されたものということであれば、2以上の避難口が特定されているという利用基準の適用の対象外にしたいと考えています。

最後に、スケジュールであります。

現在、農林水産省と国交省両省で省令案について検討、協議を進めておまして、年内に改正省令の公布、来年4月1日の施行ということを目標に進めていきたいと思っております。

10ページ以降に参考資料がございますけれども、この説明は割愛をさせていただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、国土交通省さんより3分程度で御説明をお願いします。

○石坂審議官 国土交通省でございます。

お手元の資料でございますけれども、国交省のほうで資料2を用意させていただいておりますが、まず、結論から申し上げますと、今、農林水産省さんからの話がありましたように、畜舎特例法の技術基準の見直しについて、保管庫、これは倉庫・駐車場に該当しますけれども、この規制の合理化、これについてはきちんと取組を進めたいと考えているところでございます。

資料2は、現行の建築基準法の取扱いについて説明させていただいた資料でございます。

1 ページ目でございますけれども、現行の畜舎特例法においては、構造に関する規定、あるいは防火に関する規定において、一定の緩和措置といいますか規制の合理化というのを、利用基準があるということをもって緩和させていただいているところでございます。

2 ページ以降に、耐火建築物というのはどういうものかということとか、界壁とは何かとか、4 ページには、倉庫や自動車駐車場の耐火建築物や準耐火建築物、どういうものが該当するかといった資料をつけさせていただいております。

5 ページには、例えば木造で建物を造った場合に、防火壁で1000平米ごとに区切るとか、そういった現行の基準の説明をさせていただいているところでございます。

6 ページは面積区画の話、7 ページが内装制限の話でございます。これは、あくまで現行の規制でございまして、現行ではこうなっているということの説明の紙を用意させていただいております。

以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、総務省さんより5分程度で御説明をお願いいたします。

○鈴木審議官 消防庁審議官、鈴木でございます。よろしく願いいたします。

資料3をお願いいたします。1 ページ、まず「畜舎等における消防用設備等の設置に係る特例基準の概要」とございます。

こちらのほうは、令和3年の規制改革実施計画に基づきまして、消防法施行令などを改正しまして定めたものでございます。1 番の「特例基準の対象となる畜舎等」ですが、畜舎等（畜舎のほか、集乳施設、搾乳施設、堆肥舎）のうち、下の①防火上及び避難上支障がないもの、また、②周囲の状況に関し延焼防止上支障がないもの、こういったそれぞれに幾つかの要件を定めて、それを満たすものについて、2 番の特例基準が対象になるということでございます。

下の2 番のところですが、特例基準の中身につきましては、左側の消防用設備等、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、それぞれについて右のほうに定めをしております。

例えば、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備であれば、これの設置を不要にするとか、自動火災報知設備であれば、畜舎部分は設置は不要とした上で、事務室などについては、1,000 平方メートル以上となる場合に限り設置は必要ですけれども、その場合も、専ら家畜の飼養の用に供する部分については、音響装置、非常ベルですけれども、こちらの設置は不要とする緩和をしております。

また、消防用水でありますと、下のただし書にあるような部分で、木造以外の平屋建てで、高さが16メートル以下の場合であれば、延べ面積が通常よりも広くても、1 万平米未満の場合は設置が不要という緩和基準を定めたところで、4 月より施行いたしております。

2 ページ、上半分は、事務局から、消防法上の倉庫、それから、自動車車庫、駐車場の概要を示してくれということでございますので、それを紹介させていただいております。

こちらについても、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水について定めがございます。こちらに基準が書いてございますが、おおむね防火対象物に対する標準的な基準の内容、共通の内容ということでございまして、倉庫だけに定めたというものではございません。

そして、下の今後の検討でございますけれども、農林水産省さんにおきます検討の結論を踏まえまして、消防法の規制の見直しについても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、株式会社ノベルズの吉田様より、5分程度で御説明をお願いできますでしょうか。

○吉田取締役 株式会社ノベルズの吉田でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回、我々のほうからは、牧場の実態を御報告させていただいて、既に各省庁様のほうで御検討いただいている内容について、改めて要望というところで発表をさせていただきたいと思っております。

めくっていただきますと、目次でございます。以下4点について、1つずつ御報告をさせていただきますと思います。

3ページ、まず「畜舎特例法の対象範囲の拡大について」ということでございますが、今回の畜舎特例法の対象の範囲の見直しの方針について、保管庫を目的としたものを対象に追加することをいただいておりますが、畜産業においては、様々な目的、建築物を建築する上で、その対象範囲を保管庫だけではなく、排水処理施設の上屋、貯水タンクの上屋を含めていただく、広く畜産業に寄与するよう設定していただきたいと要望させていただいております。

排水処理施設の上屋については、今後、畜産経営が大型化していくに当たって、排水処理の課題は畜産農家と切り離せないものとなっていきます。人が長時間滞在することもなく、環境負荷を低減する畜産の関係設備であるものでございますので、畜舎特例法の対象に当たることは適当であると考えております。

あと、貯水タンクの上屋についても同様で、畜産経営の大型化に伴って使用が増えてくると考えております。大型化や新規参入の障壁を少しでも軽減するために、対象に含めることを検討していただきたいと思っております。

上記2点については、我々ノベルズの意見でございますので、その他、畜産経営をされている方々からヒアリングしていただければ、ほかにも対象となり得るような建物は存在する可能性はあると思っております。

続きまして、4ページ、実際にこれは我々の牧場で建築されている貯水タンクの上屋でございます。貯水タンクが下の段の写真2枚になりますが、それを囲うのが上の上屋でござ

ざいます。

5 ページ目、保管庫の火災の危険性についての認識でございますが、畜産業の用に供する保管庫は、建築基準法または消防法上の倉庫とは、火災の危険性の観点から見て別で議論する必要があると考えております。畜産経営の大型化、国際競争力の強化に伴って、過度な規制は畜舎特例法の効果を減殺してしまうのではないかと考えております。

周囲の状況に関して、延焼防止上支障がないと記載させていただいております。畜舎特例法の対象がそもそも市街化区域または用途地域以外での建築を前提にしており、同一敷地内に同一事業者が建築するため、周囲に建物や工作物が存在せず、延焼や人命の危険が限りなく小さいということ、畜舎に附属の保管室は、畜舎特例法上で対象として認められていることから、それより延焼可能性や発火時の影響が少ない独立の保管庫の規制が厳しくなることは適当ではないと思っております。

建築基準法上でのこれまでの分類ですが、畜産業の用に供する保管庫については、建築基準法第26条第3号の規定に基づき、付属舎として防火壁の設置が免除されてきております。消防法上で、これまでの分類は、畜産業の用に供する保管庫については、その用途、立地等の特性上から、消防法施行令32条の特例が認められてきております。畜産業の用に供する保管庫の利用状況ですが、飼料・敷料・資材は長期的に保管することが少なく、保管庫は一時保管としての役割を担うことが多く、つまりは保管物は入れ替えで利用するので発酵や劣化からの発火は考えにくい。

また、農業機械については、一般的に屋外に駐車しており、その農業機械を保管庫に駐車する際も、保管庫の一部の利用にすぎず、そのために過度な規制をすることが適当ではないと考えております。

3 番目「保管庫の防火基準について」ですが、保管庫の防火に関わる基準については、保管庫には、建築基準法の倉庫と同様に防火基準を定めることが必要とされておりますが、あくまで畜産業の用に供する保管庫は、建築基準法第26条第3号の規定に基づき、付属舎として規制が緩和されてしかるべきではないかと考えております。

建築基準法上の特殊建築物、建築基準法上、倉庫や車庫については、以下記載のとおりでございますが、一定以上の面積で耐火建築物等とする必要があるとなっております。

準耐火構造物とした場合のコストですが、1,500平米鉄骨造の保管庫について、防火区画の壁、防火シャッター1か所、スチールドア1か所の設置を想定すると、消防用設備等の費用を除いて税込みで約440万円のコスト増が見込まれると。建築全体の建築費用を見ると4.4%程度の増加になります。

畜産業の用に供する保管庫に対する適切な規制、前述のように、これまで付属舎として防火壁の設置が免除されてきたため、畜舎特定法の対象になるに当たっては倉庫として規制が厳しくなることは適当ではないと考えております。

4 番目「保管庫に対する消防法令の適用について」です。

畜産業を営むに当たり、一般的に保管庫に消防法施行令32条が適用され、自動火災報知設備や消火栓設備の設置が免除されてきました。畜舎建築特例法の対象に含めた後も、こちらが適用されなければ、畜舎特例法の効果が少なからず減殺されてしまうと考えております。

消防法施行令32条が認められてきた経緯でございますが、比較的規模が大きい飼料庫については、単なる倉庫ではなく、餌や敷料の調整等軽微な作業を含む、よって倉庫ではなく畜舎に附属する建物として消防法施行令32条が認められてきました。わらや牧草などの指定可燃物に該当する物品の保管も考えられますが、あくまで畜舎等と同一敷地内で同一事業者が利用する施設であり、物品は頻繁に出し入れする一時的保管にすぎないと。総合的に判断して防火対象物、14項としての取扱いではなく15項として扱われております。

畜舎に附属する保管室との違いですが、畜舎に属する保管室は、畜舎特例法の対象範囲であり、消防用設備等の設置が免除されています。今回の議題に上がっている独立の保管庫は、畜舎や搾乳施設と一定の距離があるため、畜舎の一部である保管室で火災が発生する場合よりも十分に安全であると言えます。このような独立した保管庫で、畜舎やそれに附属する保管室以上の規制は不要ではないかと考えております。

8ページ、これも弊社の飼料調整庫、こちらは1,500平米のものになりますが、こういったものを設置させていただいている次第です。

私から以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、全国肉牛事業協同組合の酒井様より、5分程度で御説明をお願いいたします。

○酒井専務理事 全国肉牛事業協同組合の専務理事の酒井でございます。

このたびは、組織の意見というよりは、酒井個人の意見ということで御容赦いただきたいと思っております。

まず、今回、畜舎の特例法を設置いただきまして、以前の畜舎設計規準に比べると格段の緩和ということでございまして、非常にありがたく思っております。農林水産省、国土交通省、総務省、内閣府等の御尽力に対して、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

具体例で申しますと、九州のある県でございますけれども、クラスターに基づいて畜舎を建てるということで対応いたしました。従前に比べて3分の1ほどコストが下がったということで、わざわざ経営者が私どもの事務所に来まして実態を話してくれたということでございます。一事例でございますが、そういった形で応用ができていくということでございます。ただ、これは県の事務でございますので、県によって若干温度差があるのではないかと、その点について、引き続き御指導を賜りたいと思っております。

追加の緩和については、今日初めて農水省からそういった御意見を伺いまして、非常にありがたく思っております。やはり、実態的に、従前とは、保管庫の中身について時代に合わせて変わってきておりますので、時代に即した対応をお願いしたいということでござ

います。

例えば、粗飼料については、以前はわらを積むような格好でしたけれども、今はローラーという形で、野外に積み上げる生産体系がほとんどであり、以前とは状況が違うという点。

それと、排水処理というか、混合処理の場合が多いのですけれども、最近ではメタン発酵ということで、畜舎に附属する関連の処理施設が増えております。これはエネルギー対策ということもあり取り組んでいるわけですが、そういったものも広く読めるようにしていただけるとありがたいと思います。

TPP等新たな国際環境の下、年々関税が下がっておりまして、畜産農家も国際競争に常にさらされているという状況でございます。そういう中で、競争力をそぐような対応については、できるだけ回避していただくということで、大所高所の御指導を賜りたいというのが、今回の発言の趣旨でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。御発言の際には、手を挙げるという機能がありますので、そちらで手を挙げていただきましたら、こちらから指名をさせていただきます。もし、その機能が働かないなどの場合は、画面を通じて手を挙げていただくなどの意思表示をしていただければ、こちらで指名いたします。時間に限りがあるため御発言をいただく場合には手短にお願いいたします。いかがでしょうか。

もし無いようでしたら、私、立場は座長ですが、個人として幾つか質問をさせていただきます。

事業者さん、ノベルズさんと全国肉牛事業協同組合さんのほうから、大変前向きな御発言をいただいだと思っております。今回の規制緩和に伴ってコストがかなり下がったということだと思えます。

先ほど、全国肉牛協同組合さんからは3分の1程度コストが下がったという話の事例をお伺いしましたが、一方で、ノベルズさんからは、主に今回の追加の規制緩和の部分についての差分をお話しいただいたのだと思います。とりわけ4%程度のコストの追加の増になるのではないかという話が確かあったような気がしますけれども、ノベルズさんのほうで、今回の全体の見直しによってコストが下がった分、つまり、今回、特に御要望の保管庫の話ではなく、それも大事なのですけれども、全体としてはやはり大きな効果があったと考えてよろしいのでしょうか。先ほどノベルズさんのほうから、その点についてのお話がなかったものですから、ちょっと気になったのですけれども、ノベルズさん、いかがでしょうか。

○吉田取締役 ありがとうございます。私どもの子会社、株式会社ファーム・スタジオの取締役の中江から御回答させていただきます。

○岩下座長 お願いします。

○中江取締役 ファーム・スタジオの中江と申します。

私から、このところ、ノベルズの牛舎、新しく畜舎特例で建てたという建物は今のところあまりないのですけれども、ファーム・スタジオとして、外部のお客さんの畜舎等も建ててきていますので、畜舎特例でももちろん申請させていただいて、建ててきている建物もございます。

まず、一番感じているところは、申請業務に当たって、3,000平米を超える、超えないがあると思うのですけれども、3,000平米以下のものについて、かなりスムーズに申請のほうは進めさせていただいていますので、その辺り、申請から許可が下りるまでかなり早いので計画しやすいかなということがまずあります。

あと、費用のほうについても、明確に比べて検討したわけではないのですけれども、間違いなく材料の部分というのは少なくなっているはずですので、費用の圧縮には何割かはなっているはずです。そこは比べてみたわけではないのですけれども、そこは間違いのないかなと思います。

以上です。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

何割という桁であるということで、それはそれでよかったと思います。

それでは、挙手をいただきましたので、挙手の順に御指名をさせていただきます。まず、御手洗委員、いかがでしょうか。

○御手洗委員 御説明をいただきまして、ありがとうございました。

今回いただいたノベルズさんからの御要望も、非常にポイントがクリアだと思います。同時に、先ほどのお話の中で、ノベルズさんは一事業者として、御自身の御事業の中で必要性を認識するものについて御提案をいただいているので、広く畜産業全体を網羅するとは限らず、その点については農水省さんのほうでも調べてほしいという要望があったかと思えます。こちらについて、農水省さんのほうで、畜舎特例法の対象範囲の見直しとして、ほかに考慮すべき建物がないかななどの見直しを積極的にされていますでしょうか。あれば、どのように調査したのかをお知らせいただきたいと思います。

というのも、今回の保管庫なども非常にわかりやすい話だったと思うのですけれども、保管庫と併せて貯水タンクとか、こういった話もクリアだったと思うのですけれども、こういった細かいものが対象範囲から落ちていたということが分かるたびに、毎回このメンバーが集まってワーキングを開いて議論するというのは、甚だ時間がもったいないと思います。ソフトとハードと併せて運用するとか、畜舎に関しては、人間がそこで活動している施設とは違うとか、ベースとなる考え方が整理されているものですので、それを応用して解決できる問題も多いのではないかと思います。

このタイミングで必要な施設の洗い出しをして、随時、規制を見直し、時代に合ったように適正化していくということはしていただきたいと思いますので、どのように御検討されているのかお教えいただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

○岩下座長 ありがとうございました。

それでは、農林水産省さん、今の御手洗委員の御質問に対しての御回答をお願いいたします。

○渡邊局長 ありがとうございます。

農林水産省におきましては、規制改革の実施計画で保管庫の話がございましたけれども、その後、農業者との意見交換会を開催しまして、7月に農業者の方、関係者に集まっていたいて意見交換をさせていただいて、保管庫のほかに、どういう要望があるかというようなことを意見をお伺いしました。そこで出てきたのが、冒頭説明させていただいた排水処理施設でございます。それで、排水処理施設も対象としようということになっております。

現時点で、それ以上に対象の要望として対応するというのはないわけでございますけれども、今、貯水タンクというのは初めて伺った話なので、これまで意見交換会とかでは聞いたことのない話でございます。貯水タンクというのは、普通であれば工作物であって建築物ではないのではないかと考えておまして、貯水タンクに上屋を造る例というのは、実は私どもあまり聞いたことがないわけですが、どのような施設なのか詳細な情報をいただければ、また国交省とも相談をして検討させていただければと考えております。

以上です

○岩下座長 ありがとうございます。

御手洗委員、よろしいですか。

○御手洗委員 ありがとうございます。

事業者の方を集めてヒアリングされて、排水処理施設まで御配慮いただいたということで、よく理解しました。ありがとうございます。

事業者というのは、やはり網羅的に集めることは難しいと思いますので、今、貯水施設の上屋というのは初めて聞いたということでしたけれども、繰り返し意見交換会を行うとか、より対象を広げるなどして、より網羅性が上がるようにし、何度も同じような規制の緩和のためのプロセスを重ねることがないようにしていただけたらなと思います。よろしくをお願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございます。

ファーム・スタジオの中江さん、今、挙手をいただきましたが、何か関連でしょうか。

○中江取締役 先ほど、対象とする施設についてヒアリングされているということで、いろいろあったと思うのですが、私から今お話を聞いている中で思いついたといひますか気づいたものがあるのですが、1つ、家畜排せつ物処理施設というもののの中で、大きなもので発酵槽というものが直径8メートルとか9メートルとかで、高さも、発酵槽のものによるのですが、地上8メートルを超えそうなものの中にはあるはずなのです。

この発酵槽、通常、建物とは別で工作物として取扱いをしていけば、建築基準法上の申

請というものも必要ないはずなのですけれども、これがまた8メートルを超えてくると、今度は準用工作物といって、建築基準法準用ということで、これもまた申請が必要になってくるのです。そういった場合に、8メートルを超えるような工作物、発酵槽、こういったものもそういった場合どうなのかなということ、これについても検討いただけないかなと、今、思いました。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

今のファーム・スタジオさんからの発酵槽の件について、農林水産省さん、すぐに回答というのは難しいかもしれませんが、どのように対応するかということについてコメントをいただけますか。

○渡邊局長 家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設ということで、屋根や柱とか壁を有するものが堆肥舎ということであって、それに該当すれば、一般論としてはもちろん該当すると思いますが、今お伺いした話ですと、発酵槽ということですが、それが一体どういうものなのかというのを具体的にお伺いした上で考えることになるのかと思っております。一般論としては、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供するものであれば対象にはなるということではあると考えています。

○岩下座長 分かりました。

今の御質問ですと、8メートルを超えるところで、また別の規制がかかってくるというお話がありましたので、その辺のところも、ぜひ今後の調整の中で詳細を詰めていただいて、今の文脈で読めるのであれば、それはそういうものでも対象になるのかもしれませんが、もし何がしか特別な配慮が必要だとすれば、これから申請が出てきて、対応が必要なのかもしれません。どうぞよろしく願いいたします。

お待たせしました、では、続きまして林専門委員、挙手いただきました。お願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。

私からは2点質問があります。

まず、1点目は、御手洗委員の御質問とつながる点です。私も同じように考えておりました、これまで農水省や国交省様の御検討によって、建築基準法の適用除外を担保するのに必要な利用基準や技術基準を集約していただいたということに大変感謝しております。ありがとうございます。こうしたことを踏まえますと、日本の畜産業のコスト軽減のために、この畜舎特例法の対象施設を拡大していくに当たっては、不断の見直しが必要であります。それについては、例えば全国肉牛事業協同組合の酒井様からのお話の中にも、排せつ物メタン発酵による地域電力を賄うスマートグリッドの件も紹介されておりました。エネルギー問題的には非常に注目のされている取組だと思えます。

こういった新しい動きも考えますと、現在、畜舎法の2条1項の定義条項で、「畜舎等とは」と限定列挙されているので、その中に、今回の、保管庫を加えるとか、そういう規

定の形にあるわけですが、こうした限定列挙型だけでなく、プラスして、「その他畜産業の用に供する施設として、農林水産省令で定める施設」を言うというような、バスケットクローズをつけていただき、そして、実際の運用が法の趣旨に外れているもの、畜産業以外の用に供しているようなものについては5年ごとの報告を求めるなどの、事後規制でやっていくというような方法論も、農水省で御検討いただけないかなというのが1点目の質問でございます。

2点目は、今後の施行のスケジュールについての質問でございます。

農水省でパブコメを今後10月からなさるとのことなのですが、来年4月1日の施行に向けるためには、10月のパブコメの中で、防火基準の点についても入れてパブコメをしていただいて、それを踏まえて消防庁様と今回の追加分についても協議を進めて、来年の4月1日には、消防庁様のほうの消防法令改正の施行も併せてできるように、省庁で連携を取っていただけないかということで、これは農水省、国交省、消防庁様、全部への質問でございます。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、まず、今の御質問について、まず農水省さん、続いて、消防庁さんが取りあえず大きいでしょうか。それから、あと、国交省さんという順番でお答えいただきましょう。まず、農水省さん、お願いします。

○渡邊局長 まず、畜舎特例法の対象の範囲ですけれども、これは私どもも不断の見直し、これは畜産のためにやっていくことが大事だということは全く同感でございます。

そういうこともあって、今回、7月に上がってきた排水処理施設などもやることにしましたし、今日新しくお伺いした話も、実態を聞いた上で検討していきたいと思っています。

定義規定、法律をいじるような話ですと、その部分だけで法改正というのは、これはなかなかハードルが高くなると思いますけれども、対象を具体的に見直していきたいということは、しっかり考えていきたいと思っておりますし、また大きな改正事項が出てくれば、もちろん法改正というものあり得ると思っておりますけれども、現時点でなかなかそこまでの実務に進むかというところとどうかなと考えております。

また、時期でございますけれども、もともと規制改革実施計画の中で、この畜舎等の対象に保管庫などを追加するというところでやってきているわけでございますが、また、一方、消防法に基づく規定の見直しというのは、時期が、前者の保管庫等を追加することの結論を踏まえて、その後検討するというようなことが規制改革実施計画でございましたが、もちろんパブコメの中でどこまでそれを含まれるかというのが、含まれるところはもちろん含めてやっていきたいと思っておりますので、関係省庁と私どもも相談をしていきたいと思っています。

○岩下座長 ありがとうございます。

続きまして、消防庁さん、お願いします。

○白石課長 消防庁でございます。

先ほどのお話ですが、今、農水省さんからもお話がありましたように、まず、農水省さんのほう、国交省さんと連携しながら、具体的に保管庫等についての防火基準をどのようにするかというのは、今ちょうど検討がなされているということで、まだ具体的な話が決まっていないと認識をしております。その上で、防火の緩和の考え方等をしっかり我々も把握した上で、そもそも規制緩和の計画にありますように、その結論を受けて検討していくということでございます。

今の時点で時期的なところは、どのような改正をすべきかというところが具体的に分かっていないのもありますので、申し訳ないところもあるのですが、計画にありますように、適切に早期に対応していくというつもりで臨んでいきたいと思っております。

以上です。

○岩下座長 国交省さん、いかがでしょうか。

○今村参事官 国土交通省です。

国土交通省としましても、まず、対象については、とにかく畜舎等と一体的に整備、管理されるようなものを柔軟に考えていくべきだろうと思っております。あと、パブコメの話ですけれども、御指摘がありましたように、防火の観点の緩和、合理化事項も含めた上でパブコメにかけたいと思っておりますので、その上でさらに消防庁さんとの調整ということになるかと思いますが、よろしく申し上げます。

○岩下座長 林専門委員、いかがでしょうか。

○林専門委員 いずれも前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。

バスケットクローズの点、ぜひ国交省もこうおっしゃっていますので、前向きに御検討いただければと思います。また、4月1日からの施行が速やかにできるように、消防に関しては、全国の都道府県の問題もありますので、早めの周知をお願いしたいと思っております。

以上です。

○岩下座長 今回の点について、消防庁さんは、まだ対象が明確でないという話だったと思います。対象が明確になって、パブコメ等が済んでから改めて検討を開始するという事なのだと思うのですが、確かに規制改革実施計画の閣議決定の内容では、農水省さん、国交省さんの対応部分と、それから、総務省消防庁さんの対応部分については時間差が設けられていたのも事実なのです。ただ、エンドユーザー、実際に畜産業を営んでいらっしゃる事業者の方々のことを考えると、当然、改正が行われるとすれば、都道府県への周知も含めて来年の4月1日から、それが農水省さん、国交省さんの所管のものであるか、総務省消防庁さんの所管の部分であるかにかかわらず、同じタイミングで知らされるというか徹底されることが、先ほど都道府県によって若干差があるという話もありましたし、そういう意味で、せっかくの規制緩和、法改正の趣旨を、実際の事業者の方々に徹底していただき、かつ、我が国の畜産業の競争力を高めるという本来の規制緩和の目的等を合致する形にするためにも、タイミングについて、ぜひスピーディーに実施していただくよう

お願いしたいと思います。

多分、農水省さんのパブコメ云々の期間の置き方に比べると、よりスピーディーにできるという前提がおありなのでしょうか。来年の4月1日からの実施というのは、これから要件は徐々に固まると思いますし、これまで議論をお聞きになっていて、とんでもないものが何か出てくるとかそういうことでは多分ないはずでございますので、そういう意味では、消防庁さんのほうもそんなに問題なく実施できそうだという前提でお話ししていただいているという理解でよろしいでしょうか。消防庁さん、いかがですか。

○白石課長 本当に具体的な内容が、今日、実際、ノベルズさんから写真等を見せていただいて、こういうものなのかというのが、実は今分かった段階であるということも事実なので、我々としては、今申し上げたように、状況をちゃんと農水省さん、国交省と共有しながら、できるだけ早いペースでやっていきたいと思います。

○岩下座長 よろしくお願いいたします。

それでは、挙手をいただいた青山専門委員、お願いいたします。

○青山専門委員 青山です。よろしくお願いいたします。

農水省の渡邊局長にお伺いしたいと思います。

すごく基本的なところなのですが、今回の保管庫を特例法の対象にするということで、私どものワーキングでは、畜舎とは別に設置する保管庫に対しての特例だということで理解をしております、ノベルズさんも、消防法令の適用のところで、畜舎とは一定の距離があるとか、かなり離れたという認識でお話をされました。一方、農水省の資料の4ページで今後の対応として、保管庫を特例法の対象に追加するとしながらも畜舎等と隣接、近接という感じで、畜舎と保管庫がきわめて近い場所に設置されることを前提にしているようです。距離感にちょっと差があるような感じがしたのですが、その辺りは、農水省とワーキングの間に認識の違いがないかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

もう一点は質問なのですが、このように利用実態に即した運用をしていただくことで、畜産農家のコスト削減につながるという点では、いろいろな餌代とか燃料代の高騰の中では非常に役立つと思うのです。一方、ノベルズさんのような北海道の農家とは異なり、府県の場合、比較的住宅が入り組んで、逆に保管庫まで行くのに消防車がすぐに通れないというような環境の違いがあると思うのですが、その辺りはソフトの基準をかなりきめ細かく設けることで可能だと受け取っていてよろしいでしょうか。

やや面倒くさい質問をさせていただきましたが、お願いできれば幸いです。

○岩下座長 農水省さん、いかがでしょうか。

○渡邊局長 今回、保管庫を追加するというのは、御指摘のとおり畜舎と別の建物が対象です。別の建物でももちろん対象ということですから。それで、保管庫、やはり用途転用が容易だということで、ただ、別に建ててあっても、畜舎などと一体的に使用されているということがやはり大事だと思っております、それをしっかり都道府県などは確認をすることが大事だということだと思っております。

そういうことで、隣接または近接する保管庫ということで、畜舎特例法の対象とするところでございますが、隣接というと、畜舎と境界線を接した敷地だと思っておりますが、近接については、畜舎と道路あるいは別の敷地を隔てて別に分かれているということでも対象となりますが、ただ、やはり近くにあつて、日常的にちゃんと畜舎と往来して、一体的に使用できるということはやはり大事だと思っておりますが、地域によって実態は様々なので、例えば、具体的な距離を定めてというようなことは考えてございませんで、隣接または近接ということを実態に応じて見まして、畜舎と本当に一体的に使用がされているのかどうかということをしっかり確認するというところだと思っております。

次の話ですが、御質問の趣旨がちょっとあれですが、畜舎特例法で畜舎を建築したら、鉄骨造りの場合は、建築工事費全体の2%から5%程度、木造であれば工事費全体の4%から9%の削減が見込まれるのではないかとというのが私どもの試算でございます。保管庫も同じ程度の削減を見込んでおりますけれども、今後、畜舎特例法で保管庫が建てられてきたら、建築コストなどの実態を把握していきたいと考えております。

○岩下座長 ありがとうございます。

青山専門委員、いかがですか。

○青山専門委員 ごめんなさい。私の言い方が悪かったです。

北海道では、比較的道路も広いし、何か起こったときに保管庫にぱっと行けると思うのですが、例えば畜舎の近くに家があったとしてです。府県の場合は、間に細い道路があったりなんなりして、保管庫と畜舎あるいは自宅の距離が短かったとしても、すぐに行けないという状況があるかと思うのですが、そういった道路事情とか住宅事情を乗り越えてでも、要するに、北海道は緩和するけれども、府県は少し厳しめに緩和するよというような地域ごとの違いがなく、ソフトの基準をもって全国同一の運用ができるのでしょうかということをお聞きしたかったのです。

○岩下座長 では、改めて農水省さん、今の御質問、全国統一で適用できるかという点について、手短かに御回答いただけますか。

○渡邊局長 隣接または近接しているというのが、一体どういう、例えば距離を定めることはしないと申しましたけれども、もちろん都府県と北海道で実態が違えば、例えば北海道でほかに何もなくて、畜舎の周りにあまり何もなくて、牧草地が1キロ先にあつて、その間何も無いみたいなことであれば、1キロ離れていても、一体的にほかに何もなければ、恐らくこれは一体的に使用するしかないわけで、そうすれば、かなり離れていても、もちろん近接ということを保証できると思いますし、例えば都府県で住宅地で、間に住宅がわさわさ建っていて、1キロも先にあつていいのかというと、これはちょっといかなるでしょうというようなことだと思いますので、そこは、地域の、ルールとしては隣接または近接ということがルールだと思いますけれども、運用については、地域の実態に応じて運用するということになる。

○青山専門委員 分かりました。結構でございます。ありがとうございます。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

では、小針専門委員、挙手をいただきました。いかがでしょうか。

○小針専門委員 御説明、ありがとうございました。

流れとしましては、今、先生方から御要望のあったとおりで、私も林先生からあったように、バスケット型で包括的にできるといいと思います。しかし、やはり列挙する必要が法制度上あるとすれば、先ほど御手洗先生からもあったとおり、これからしっかりと洗い出しをして、どのようなことに供される施設で、それがどのようなものなのかというのを上手にワーディングする。畜舎と堆肥舎は法制度上きちんと決まっていますが、これから追加されるものは、用語定義がないものということも含まれてくると思います。限定列挙するときに、分かりやすく、ガイドラインまでいかななくても、これから、様々な地域で制度を活用する際に、これはこの施設は、この特例に該当することがわかりやすく示されていればスムーズに円滑に進むかと思しますので、今後洗い出しのときに御検討いただきたく、意見としてとどめていただければと思います。よろしくをお願いします。

○岩下座長 ありがとうございました。

小針専門委員、農水省さんに回答をしていただく必要はありますか。

○小針専門委員 異論がなければそのままです。

○岩下座長 農水省さん、今の御意見はいかがでしょう。

○渡邊局長 先ほどからの法律第2条の定義規定、議論に上がりましたけれども、畜舎の定義は家畜の飼養の用に供する施設となっています。家畜の飼養に供する施設、及びそれに関連する施設として農林水産省令で定める施設ということで規定をしておりますので、畜舎といっても家畜を飼う施設に限定されているわけではなくて、それに関連する施設として、農林水産省令で定める施設まで法律上の定義には含まれております。これに加えて堆肥舎については、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として、農林水産省令で定める施設を言うということで、畜舎等のほうに、そういった、かなり省令で定める部分や関連する施設まで定められるということになっていますので、これは言ってみれば、かなりバスケットクローズに近い規定でありまして、その洗い出しをもちろんさせていただいて、要望とかがあれば検討して、これに外れるものが出てくるかということ、私はそこまで想像はできないのですけれども、実際洗い出しをしてみて、外れる部分、これに規定できない部分があるのかどうかというのは、検討してみたいと思います。

○岩下座長 小針専門委員、いかがでしょうか。

○小針専門委員 ありがとうございます。

今回は畜舎特例法ということで、限定列挙をするときに区々付け加えなくてはいけない、だからこそバスケット型にできないという御説明だったので、今の質問をしたのですが、御回答は理解しました。

○岩下座長 では、関連して林専門委員、いかがでしょうか。

○林専門委員 ありがとうございます。

今の渡邊局長の御回答、大変感激しております。もともと、これに関連する施設として、農林水産省令で定める施設というところを目的的に広く解釈していただければ、いろいろなことが解決できるのになと思っておりましたので、ぜひ個別の法改正によらずに、ここで活用できるのであれば、運用において積極的に図っていただければと思います。よろしくお願いたします。

○岩下座長 農林水産省さん、いかがですか。

○渡邊局長 特段、コメントはございません。

○岩下座長 それでは、これでよろしいでしょうか。

小針専門委員、よろしいでしょうか。

○小針専門委員 はい。ありがとうございます。

○岩下座長 どうもありがとうございました。これで委員の方々から、挙手いただいた方の御発言は全て完了したかと思えます。

私から、1点確認させていただきたいのですが、先ほど総務省消防庁さんが、まだ実態が分からない、今日初めて見たという感じのお答えをいただいたような気がするのですが、一方で、消防法令の改正も含めて、来年度、令和5年4月1日からの施行をお願いしたいと我々は考えているのですけれども、技術的にそれは可能でございますでしょうか。

先ほど気になったのは、消防庁さんのその部分の見直しについては、比較的スピーディーにできることだから、これから考えますということなのか、それとも、やはり同じようにパブコメをかけて、時間がかかるのだったら、来年4月1日にできないかもしれないですね。その辺、実態はどうなのですか。

○白石課長 消防庁でございます。

実態的にスピーディーといえますか、やはり緩和のプロセスなので、しっかり今回の農水省さんとの防火の関係の考え方等を整理した上で、我々の有識者に諮ったりする必要もありますし、場合によっては、政令、省令の改正ということも出てきます。それは必要なパブコメのプロセスも今後出てくる可能性がありますので、そういう意味で、できるだけ早くやりますと前向きには答えさせていただいていますが、必ずいつまでということは今の状況ではお約束できないので申し上げていないと、そういう状況です。

○岩下座長 分かりました。

それであれば、こういう話になっていることは事実なので、状況が見えてから対応しますではなくて、まさにこの議論は消防庁さんも含めて閣議決定をしている話ですので、詳細が分かたらといっても、これまで交渉はお持ちだったのでしょうから、詳細をある程度伝えることは、農水省さんも国交省さんもされていないわけではないと思うので、そこについて、ぜひ決まったらとおっしゃらずに、積極的に検討に参加していただきませんか。それで、実務的に無理であれば仕方ないのですけれども、先ほどから何度も申し上げているとおり、エンドユーザーのために、まさに今回の法改正の趣旨をきちんと実現するためにも、消防庁さんの御協力もぜひ必要ですので、ぜひよろしくお願いたします。

○白石課長 趣旨はよく分かっておりますので、決して全然今まで情報交換していなかった訳ではなくて、ちゃんと一緒にやっておりますので、しっかり対応してまいります。

○岩下座長 よろしく願いいたします。

それでは、議論を終える前に金丸構成員から一言御発言を頂戴できますか。

○金丸構成員 皆様、ありがとうございます。有益な御議論を聞かせていただきました。

私自身、この畜舎特例法にライフワークのように関わってまいりました。今日も3省の連携により、事業家の方々からのいろいろな課題、問題提起に対して、ほぼ皆さん前向きに御回答いただけたのではないかと感じております。本当に感謝しております。

その上で、一言コメントをさせていただきます。

今日もお話の中に出ましたけれども、取り巻く国際環境では、TPPや日欧のEPAが進展する中で、日本の畜産業・酪農業というのは、潜在能力はあるのにも関わらず、これまでは国内のほうにばかり目を向けてまいりました。円安だとかインフレなど、経済の激変の中で、日本の畜産業、酪農業は、成長性が大いにあるのではないかとということです。コスト削減に資する規制の見直しは、今日は合意形成できたと思いますが、引き続き不断に行っていくということは言うまでもないことだと思います。

今年4月に畜舎特例法が施行され、また、消防法施行令等も改正されました。畜舎等の建築に関わるコスト削減の取組は前進したということで、高く評価できると考えています。一方で、畜舎特例法の対象施設については、より一層の検証が必要なことが事業者からの声で本日は明らかになったわけでございます。また、対象施設の追加に際しても、防火に関わる基準や消防用設備等の設置基準において、引き続き課題が残ったところでございます。こうした事業者の声や課題に迅速に対応するとともに、現場に混乱を生じさせないため、見直しのスケジュールについては、来年度初めから開始できるよう可及的速やかな対応をお願いいたします。

本日は、農水省、国交省、総務省と3省の方々にお越しいただきましたので、ぜひ、3省において、大規模化の進展など、変化する畜産業の現場実態に目を光らせていただき、ソフトの基準を遵守することで、建築基準法よりもハードの基準を緩和しても安全性が担保できるという畜舎特例法の考え方を最大限に生かすとともに、消防法も同様の対応を取っていただき、日本の畜産業を成長させる取組を積極的に進めていただきたいと思います。農水省は、引き続き牽引役としてリーダーシップを発揮してくださるようお願いいたします。渡邊局長、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

では、最後に、私からまとめのコメントをさせていただきます。これまでの議論と若干重複しますが、まとめですので御了承ください。

本日の議論を受けまして、各省には大きく4点お願いしたいと思います。

1点目、農林水産省及び国土交通省は、保管庫の防火に係る基準について、保管庫の利

用実態を踏まえ、ソフトの基準を遵守するならば、防火に係るハードの基準を緩和しても安全性を担保できるという畜舎特例法の考え方に基づいて、利用実態に即して対応をするよう見直しをお願いします。

2点目、消防庁は、消防用設備等の設置基準について、保管庫については防火に係る基準の見直しの結論を踏まえて、排水処理施設については畜舎特例法の対象への追加の検討結果を踏まえて、その他の追加事項もありましたので、それらのことについても検討結果を踏まえて、利用実態に即して対応するよう見直しをお願いします。

3点目、農林水産省及び国土交通省は、今後の畜舎特例法の対象追加について、保管庫の防火に係る基準の見直しも含めて、令和5年4月1日に施行するようお願いいたします。また、消防庁は、消防法令を改正する場合は、事業者に混乱が生じないように、畜舎特例法令の改正の施行と同時期での消防法令の改正の施行をお願いいたします。

4点目、農林水産省及び国土交通省は、今後の畜産業の大規模化も踏まえ、畜産業の用に供するが、畜舎特例法の対象とされていない設備について、利用実態に即し畜舎等と同等に建設コストを削減可能な施設を自ら洗い出し、畜舎特例法の対象施設を不断に見直していただきたいと思っております。貯水施設も今回の見直しのタイミングで検討するようお願いいたします。

それでは、議題1につきましては、以上とさせていただきます。

なお、これらの検討結果につきましては、五月雨でも結構ですので、2週間後までをめぐりに事務局に御連絡ください。

それでは、議題1の参加者の皆様、どうもありがとうございました。こちらで会場から退室ください。

(議題1 関係者退室)

○事務局 では、議題2をお進めください。

○岩下座長 それでは、議題2に入ります。議題2は「規制改革ホットラインの処理方針について」です。こちらについては事務局から御説明をお願いします。

○事務局 資料6を御覧ください。規制改革ホットライン処理方針でございます。

こちらは、今回は3件ございます。畜産物の国際競争力向上のために飼養衛生管理基準の全面見直しというもの。

2つ目が、中小企業信用保険制度の対象業種の追加というもの。

3つ目が、マイクロブタ（愛玩動物）の飼養における化製場法の緩和に関する提言というものでございます。

これはいずれも△ということで、再検討の可否を判断するため、私ども事務局が提案内容に関する事実関係を確認することとさせていただければと思っております。

以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。最近、アニマルウェルフェアとかマイクロブタみたいな話とかはいろいろ出てきますので、いずれもきちんと対応を検討してくださるというのは適当なものかと思っておりますので、皆さん御異論なければ、このような取扱いをさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

林先生、お願いします。

○林専門委員 すみません。ちゃんと読んでいなくて、2番目の中小企業信用保険制度の対象業種の追加というのは、現状、農業等が入っていないということなのですか。

○岩下座長 入っていないと思いますよ。

○事務局 入ってございません。

○林専門委員 これは要望はどこから来ているのですか。どこからの要望なのですか。

○事務局 地方の銀行の協会になってございます。第二地方銀行協会になっております。

○林専門委員 むしろ貸す側。

○岩下座長 はい。かつての相互銀行協会です。第二地銀協。要するに、地銀も農業関係の融資をしたいのですけれども、この制度に入っていないので農業関係の融資ができないと。かつては農協とかが融資をやっていたのですけれども、最近、民間の銀行が融資をやるケースが結構増えてきていますが、農業関係も。ただ、担保の取り方とか、こういう制度に入っているかどうかで貸せないというケースが多いので、そういうチャンスがあったらぜひ貸したいということだと思います。

○林専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 こちらの部分は、制度が少し複雑になっているところがありまして、ニーズも含めてどこまでやるのかと。差分がどこにあるかという事実関係を確認した上で取り上げるかどうか、また改めて御相談させていただきたいと思っておりますので、そういった観点から事実関係の確認とさせていただいております。

○林専門委員 分かりました。

農業関係でもいろいろ保険制度とかもいっぱいある中で、どこからこの声はと思われました。よろしくお調べください。お願いします。

○岩下座長 よろしいでしょうか。

それでは、規制改革ホットライン処理方針について、事務局提出資料のとおり決定いたします。

それでは、これにて会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございます。